議第６７号

税条例の一部を改正する条例の制定について

本市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和７年（２０２５年）６月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市税条例（昭和３５年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２２条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第２２条の６第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第１０号中「第７８条第２項第２号及び第３号」を「第７８条第２項第２号から第４号まで」に改め、「同条第３項及び」を削る。

第２５条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２５条の３の２第１項第３号及び第２５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第２５条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第２５条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」

の次に「又は特定親族」を加える。

附則第４条の３を次のように改める。

第４条の３　削除

附則第１５条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１５条の２の２　令和８年４月１日以後に第８１条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第８１条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第８２条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第８３条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第８１条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８２条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８２条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第１５条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定　令和８年４月１日

⑵　第２２条の６第１項及び附則第４条の３の改正規定並びに附則第３条の規定　公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の新潟県柏崎市税条例（以下「新条例」という。）第２２条の２及び第２５条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年

度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２５条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２５条の３の２第１項第３号及び第２５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第２５条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２５条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第２５条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の新潟県柏崎市税条例（以下「旧条例」という。）第２５条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第２５条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第２５条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２５条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２５条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（寄附金税額控除に関する経過措置）

第３条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における新条例第２２条の６第１項の規定の適用については、同項第１０号中「寄附金（」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項及び」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１５条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、新潟県柏崎市税条例第８１条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第８３条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１５条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　新潟県柏崎市税条例第８３条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１５条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例附則第１５条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

参考資料

新潟県柏崎市税条例（昭和３５年３月２５日条例第１０号）

改正後	改正前
（所得控除） **第22条の２**　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	（所得控除） **第22条の２**　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
（寄附金税額控除） **第22条の６**　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（第１号から第９号までに掲げるものに関しては、それぞれ新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（９）　（略） （10）　前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第２項第２号から第４号までに掲げる寄附金（租税特別措置法第41条の18の２の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより市長が指定したもの ２　（略）	（寄附金税額控除） **第22条の６**　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第１号から第９号までに掲げるものに関しては、それぞれ新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（９）　（略） （10）　前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第２項第２号及び第３号に掲げる寄附金（同条第３項及び租税特別措置法第41条の18の２の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより市長が指定したもの ２　（略）
（市民税の申告） **第25条の２**　第12条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに法施行規則第５号の４	（市民税の申告） **第25条の２**　第12条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに法施行規則第５号の４

改正後	改正前
様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の３の２第１項第３号及び第25条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の６の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。	様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の６の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。
２～８　（略）	２～８　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） **第25条の３の２**　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　扶養親族又は特定親族の氏名 （４）　（略） ２～６　（略）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） **第25条の３の２**　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　扶養親族の氏名 （４）　（略） ２～６　（略）

改正後	改正前
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） **第25条の３の３**　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第40条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　扶養親族又は特定親族の氏名 （４）　（略） ２～５　（略） **附　則** **第４条の３**　削除	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） **第25条の３の３**　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第40条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　扶養親族の氏名 （４）　（略） ２～５　（略） **附　則** （公益法人等に係る市民税の課税の特例） **第４条の３**　当分の間、租税特別措置法第40条第３項後段（同条第６項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第３項に規定する公益法人等（同条第６項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第３項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第３条の２の３で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第６項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に

改正後	改正前
（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） **第15条の２の２**　令和８年４月１日以後に第81条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第81条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第82条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第83条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第81条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 （１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法 （２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 ２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第82条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適	係る市民税の所得割を課する。

改正後	改正前
用しない。 （１）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの （２）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第82条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	